

令和 7 年度第 1 回太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会
次第

日時：令和 7 年 1 月 11 日（木）15 時開始

場所：太宰府市役所 4 階 401 会議室

1 開会

- ・委嘱状交付
- ・挨拶

2 議事

【議題】

デマンド交通「のるーと太宰府」市役所周辺エリア及び星ヶ丘・
高雄エリアの運賃について

3 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会 委員名簿

任期:令和8年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	原口 信行	太宰府市
2	当該路線等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中井 一貴	有限会社太宰府タクシー 代表取締役
		作道 竜也	福岡西鉄タクシー(株) 営業部 営業課長 統括担当
3	校区自治協議会を代表する者	松本 芳生	太宰府市自治協議会 内山区自治会長
4	福岡運輸支局長又はその指名する者	永松 靖二	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長

【事務局】

太宰府市 都市整備部 部長	伊藤 健一
太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長	古賀 千年志
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当係長	前田 勝一朗
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	柴田 義則
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	長澤 浩平
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	久保 弘樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	田渕 利治
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	古里 将輝

○太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規程

令和6年9月20日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議等を行うため、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則（平成30年規則第10号。）第8条第1項の規定に基づき設置する太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

(1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線等に係る運賃等

(2) その他分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、太宰府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者又は一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者

(3) 校区自治協議会を代表するもの

(4) 福岡運輸支局長又はその指名する職員

(任期)

第4条 分科会の委員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第5条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと分科会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 分科会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和7年度第1回
太宰府市地域公共交通活性化協議会
運賃協議分科会資料

太宰府市都市計画課

議題

デマンド交通「のるーと太宰府」市役所周辺エリア 及び星ヶ丘・高雄エリアの運賃について

- 1.運賃協議分科会について (P3~P4)
- 2.のるーと太宰府の概要 (P5~P7)
- 3.のるーと太宰府運賃 (案) (P8)
- 4.意見聴取結果等 (P9~P10)
- 5.今後のスケジュール (P11)

1. 運賃協議分科会について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について
関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等[※]により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

4. 意見聴取結果等（P9～P10）

5. 今後のスケジュール（P11）

1. 運賃協議分科会について

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。

・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加

②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について 4. 意見聴取結果等 (P9~P10)

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例）※（）内は想定する対象者

①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

・ホームページへ意見募集の掲載

・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他 5.今後のスケジュール (P11)

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただけます。

2.のるーと太宰府の概要

お電話で予約（7日前から予約受付）※受付時間 平日 9:00～17:00
(土日祝の電話予約は不可)

【予約専用】 ☎ 050-3098-6921

* 予約時に伝える内容 利用登録の有無、電話番号の下4桁、氏名、乗降希望場所、乗車希望時間、乗車人数、乗車区分（大人、小児等）
・初回予約時に利用登録を行います。・外出先でも連絡可能な携帯電話でのご登録・お電話をお願いします。

LINE・専用アプリで予約（24時間受付）

※ご乗車の7日前から
乗車直前まで予約可能

QRコード

Google Play

App Store

LINE配車予約 ご乗車の7日前から乗車直前まで予約受付！

以下URLを
読み込み

▶ LINEアカウントとの
連携で簡単登録

▶ 出発地と目的地
を検索

▶ 予約内容をLINEの
メッセージで受信

▶ のるーと乗降ポイント
(停留所)から乗車

太宰府市
LINE公式
アカウント

初回のみ

初回は利用登録が必要です。
LINE・アプリの際は、登録画面にしたがって利用登録を行ってください。
電話予約の際は、コールセンターの係員へお伝えください。
(ご家族などが代理でお電話いただいても構いません)

①お名前
②電話番号（できるだけ携帯番号）…下4ケタを予約番号として使用します。
③生年月日（西暦）
④居住地（お住まいの小学校区 市外の方は「筑紫野市/大野城市/宇美町/その他」）

【お問い合わせ先】 太宰府市役所 都市計画課 ☎ 092-921-2121 (受付時間 平日 8:30～17:00)

いつもの街に、いつでものるーと
AIオンデマンドバス
「のるーと太宰府」

2026年
1月25日(日)
運行開始！

のるーと
KNOW ROUTE

AI オンデマンドバス「のるーと」とは？
従来のバスのように時刻表や決まった運行ルートがなく、
AI（人工知能）が予約の状況に応じて
運行ルートを考えながら走行する乗合バスです。

運行時間 10:00～20:00 毎日運行
※お盆期間（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3）は運休

運行エリア 市役所周辺エリア及び星ヶ丘・高雄エリア
※市役所周辺エリア↔市役所周辺エリアの利用はできません。
詳細は中面の地図をご覧ください。

ご利用方法 YouTube
ご利用方法を動画で確認できます。

車両/定員 ワンボックスカー / 8人
車体の号車番号を確認の上ご乗車ください。

配車予告図 乗り方・降り方図

ご利用の流れ

呼ぶ 電話・LINEまたはアプリで配車予約

来る 指定された時間に乗降ポイント（停留所）へ

乗る 運転手に予約番号を伝えて乗車
※予約番号は別途登録時の確認番号下4桁

払う 乗車時に運賃をお支払い
※LINEまたはアプリは7日前から事前決済可能



2.のるーと太宰府の概要

運行開始記念! 無料
令和8年3月31日まで

運賃

大人(中学生以上)	300円
障がい者*	100円 (同乗の介護者も1名まで100円)
小学生	100円
乳幼児(未就学児)	無料

*次のいずれかの表示が必要です。「身体障害者手帳」「障害手帳」「精神障害者保健福祉手帳」マイナーポータルと連携した障がい者手帳「ミライロ ID」

- 乗車の支払いは、現金、クレジットカード、QRコード、交通系電子マネー、流通系電子マネーがご利用いただけます。
- 車内には再販機はございません。おつりのないように運賃のご準備をお願いします。
- ご乗車いただくには必ず利用登録が必要となります。(電話・LINE・アプリにて利用登録が可能です。)

*QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

よくあるご質問

Q 乗車時間に数分遅れそう。待ってもらえますか?

A お手数ですがコールセンターにお電話いただき時刻変更をお願いします。

Q LINEやアプリで予約の場合は時刻変更の機能がないため、一度キャンセルのうえ改めて予約をお願いします。(キャンセル料はいただけません。)

Q 目の前に「のるーと」の車両がいますが、予約しなくても乗れますか?

A 乗車はできません。お手数ですが必ず予約をお願いします。

Q 乗車中に途中で降りることはできますか?

A 途中下車はできません。
緊急時を除き、乗り降りできるのは予約した乗降ポイント(停留所)のみになります。

● 予約番号メモ

予約番号はご登録いただいた電話番号の下4桁です。

--	--	--

● 乗降ポイントメモ
(停留所)

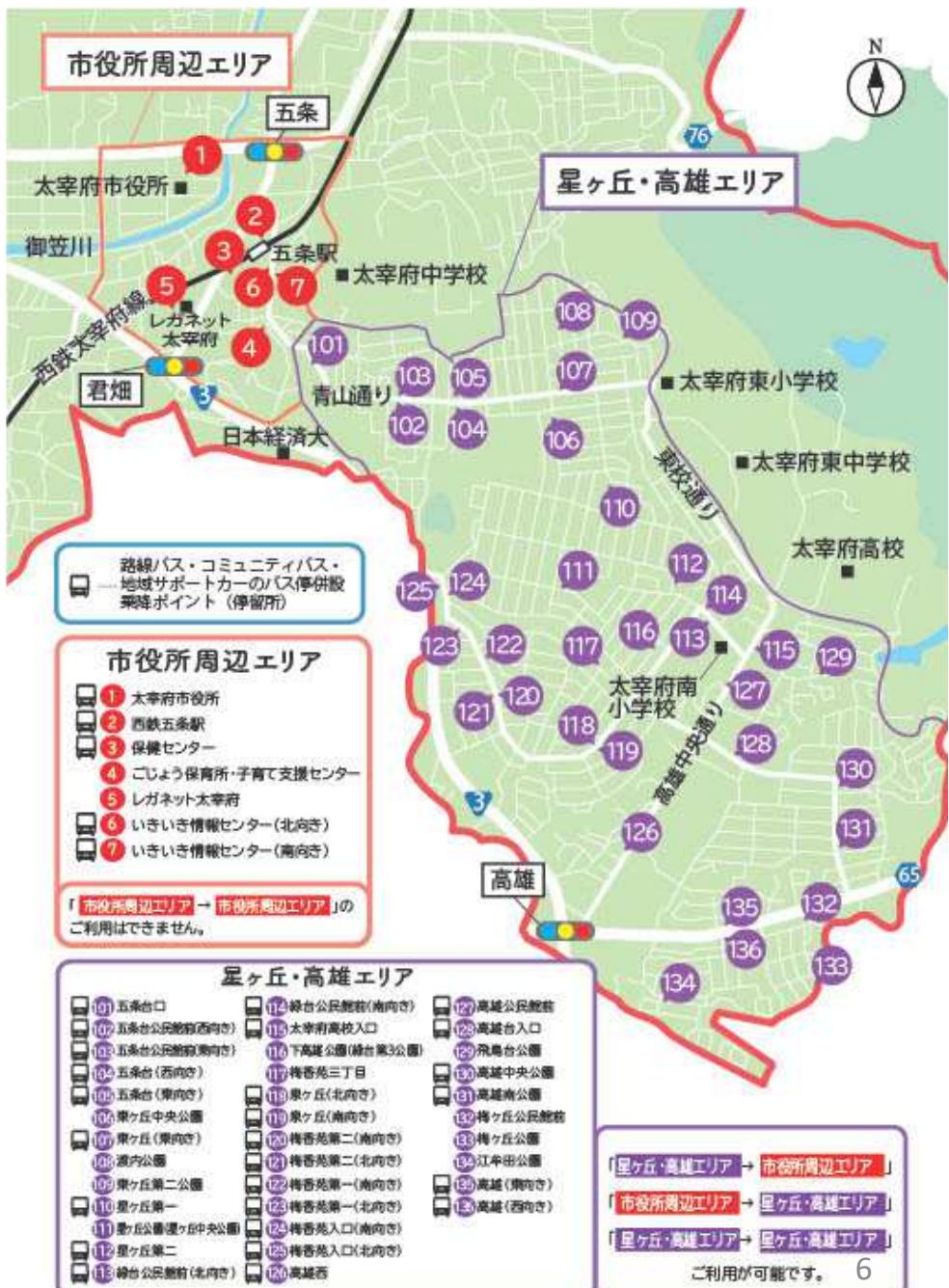
・自宅近くの
乗降ポイント

・よく使う
乗降ポイント

①
②

乗降ポイント番号	乗降ポイント名

乗降ポイント番号	乗降ポイント名



2.のるーと太宰府の概要

項目	実施内容
1.運行エリア	市役所周辺エリア及び星ヶ丘・高雄エリア
2.運営主体	太宰府市
3.実証運行開始	令和8年1月25日
4.運行様態	区域運行(道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業)
5.運行・乗降方式	自由経路ミーティングポイント型（乗降地点↔乗降地点）
6.車両種類	乗客定員8名のジャンボタクシー2台運行（予備車1台）
7.運行曜日	毎日運行（年末年始・お盆は運休）
8.運行時間	10時から20時
9.運行ダイヤ	基本ダイヤなし
10.利用対象者	制限なし（太宰府高校生徒や帰省時も利用可）
11.利用者登録	あり
12.予約方法	専用回線への電話連絡、専用アプリ、LINE
13.予約期限	7日前から乗車直前まで
14.オペレータ雇用形態	専属のオペレーターを委託で発注
15.運行事業者	有限会社 太宰府タクシー、福岡西鉄タクシー 株式会社
16.システム事業者	ネクスト・モビリティ 株式会社

3.のるーと太宰府運賃（案）

区分	要件	金額
大人	12歳以上	300円
障がい者 (同乗する介護者含む)	「身体障害者手帳」 「療育手帳」 「精神障害者保健福祉手帳」 「マイナポータルと連携した障がい者手帳「ミライロID」」 上記のいずれかを掲示 ※同乗する介護者1名まで100円	100円
小児	6歳以上12歳未満 ※12歳以上であっても小学校在学中であれば、 1回の乗車につき100円	100円
幼児	1歳以上6歳未満	無料
乳児	1歳未満	無料

○実証運行期間のうち、令和8年3月末まですべての利用者が無料

○利用者が本来支払うべき運賃は、市が交通事業者へ補填

4.意見聴取結果等

住民、利用者等の意見について

令和7年9月中旬から11月中旬

- ①運行区域内の自治会、長寿クラブ等にてデマンド交通に関する説明会を実施
→参加者からは反対の意見はなかった。
- ②太宰府市役所にてデマンド交通に関する説明会を実施
→参加者からは反対の意見はなかった。

全体的な意見

- ①この金額では、採算が取れないのではないか
- ②往復600円の運賃を負担と感じる方もいるため、利用者が増えれば見直しも検討してほしい
- ③コミュニティバス100円は安すぎるのでないか
- ④デマンド交通とコミュニティバスの乗り継ぎ割引、高齢者割引等の割引施策の検討を是非お願いしたい

4.意見聴取結果等

住民、利用者等の意見について

利害関係者の意見

西日本鉄道(株)、(有)太宰府タクシー、福岡西鉄タクシー(株)と協議を実施

バス・タクシー事業者など既存事業者との「共存共栄」を目指す観点から、1つのサービスに利用者が偏る等、バス及びタクシーの利用者に極端に影響を与えるサービス水準とならないよう、最大限の配慮をお願いしたい。

5.今後のスケジュール

- 運賃協議分科会（本日）



- 協議証明書の発行



- 運行事業者である、(有)太宰府タクシー及び福岡西鉄タクシー(株)から福岡運輸支局へ届出
(本日以降、運行開始の1ヶ月前までに届出)



- 12月中旬～1月中旬に実施する各自治会利用説明会、市広報誌、各自治会における回覧等による周知

お電話で予約（7日前から予約受付）※受付時間 平日 9:00~17:00
(土日祝の電話予約は不可)

【予約専用】 050-3098-6921

* 予約時に伝える内容 利用登録の有無、電話番号の下4桁、氏名、乗降希望場所、
乗車希望時間、乗車人数、乗車区分（大人、小児等）

・初回予約時に利用登録を行います。・外出先でも連絡可能な携帯電話でのご登録・お電話をお願いします。

LINE・専用アプリで予約（24時間受付）

※ご乗車の7日前から
乗車直前まで予約可能



「のるーと」のアプリ登録・利用方法は、
YouTube でご覧いただけます。
「のるーとチャンネル」で検索

のるーとチャンネル

google play および google play ロゴは、google llc の商標です。 Apple、Apple のロゴは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

LINE 配車予約

ご乗車の7日前から乗車直前まで予約受付！

以下URLを
読み込み

▶ LINEアカウントとの
連携で簡単登録 ▶ 出発地と目的地
を検索 ▶ 予約内容をLINEの
メッセージで受信 ▶ のるーと乗降ポイント
(停留所)から乗車



太宰府市
LINE公式
アカウント



※ 乗降ポイント（停留所）は
バス停や公園などの看板や
歩道の路面シートが目印

初回のみ

初回は利用登録が必要です。

LINE・アプリの際は、登録画面にしたがって利用登録を行ってください。

電話予約の際は、コールセンターの係員へお伝えください。

（ご家族などが代理でお電話いただいても構いません）

①お名前

②電話番号（できるだけ携帯番号）…下4ケタを予約番号として使います。

③生年月日（西暦）

④居住地（お住まいの小学校区 市外の方は「筑紫野市／大野城市／宇美町／その他」）



【お問い合わせ先】 太宰府市役所 都市計画課
092-921-2121 (受付時間 平日 8:30~17:00)



いつもの街に、いつでものるーと
AIオンデマンドバス
「のるーと太宰府」



AIオンデマンドバス「のるーと」とは？
従来のバスのように時刻表や決まった運行ルートがなく、
AI（人工知能）が予約の状況に応じて
運行ルートを考えながら走行する乗合バスです。



運行時間

10:00~20:00 毎日運行

※お盆期間（8/13~15）、年末年始（12/30~1/3）は運休

運行エリア

市役所周辺エリア及び星ヶ丘・高雄エリア

※市役所周辺エリア↔市役所周辺エリアの利用はできません。
詳細は中面の地図をご覧ください。

ご利用方法



ご利用方法を動画で確認できます。



配車予告編



乗り方・降り方編

車両/定員

ワンボックスカー / 8人

車体の号車番号を確認の上ご乗車ください。



ご利用の流れ



呼ぶ

電話・LINEまたはアプリで配車予約

来る

指定された時間に乗降ポイント（停留所）へ

乗る

運転手に予約番号を伝えて乗車

※予約番号は利用登録時の電話番号下4桁

払う

乗車時に運賃をお支払い

※LINEまたはアプリは6日前から事前決済可能

運賃

運行開始記念！無料
令和8年3月31日まで

大人(中学生以上)	300円
障がい者*	100円 (同乗の介護者も1名まで100円)
小学生	100円
乳幼児(未就学児)	無料

*次のいずれかの提示が必要です。「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」マイナポータルと連携した障がい者手帳「ミライロ ID」

- 運賃の支払いは、現金、クレジットカード、QRコード、交通系電子マネー、流通系電子マネーがご利用いただけます。
- 車内には両替機はございません。おつりのないように運賃のご準備をお願いします。
- ご乗車いただくには必ず利用登録が必要となります。(電話・LINE・アプリにて利用登録が可能です。)

※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。



※交通系電子マネーは原則お取消しができません。

よくあるご質問

Q 乗車時間に数分遅れそう。待ってもらえますか?

お手数ですがコールセンターにお電話いただき時刻変更をお願いします。

A LINEやアプリで予約の場合は時刻変更の機能がないため、一度キャンセルのうえ改めて予約をお願いします。(キャンセル料はいただけません。)

Q 目の前に「のるーと」の車両がいますが、予約しなくても乗れますか?

A 乗車はできません。お手数ですが必ず予約をお願いします。

Q 乗車中に途中で降りることはできますか?

A 途中下車はできません。
緊急時を除き、乗り降りできるのは予約した乗降ポイント(停留所)のみになります。

予約番号メモ

予約番号はご登録いただいた電話番号の下4桁です。

--	--	--

乗降ポイントメモ (停留所)

・自宅近くの
乗降ポイント

乗降ポイント番号	乗降ポイント名

・よく使う
乗降ポイント

1	2	乗降ポイント番号	乗降ポイント名

市役所周辺エリア



路線バス・コミュニティバス・地域サポートカーのバス停併設
乗降ポイント(停留所)

市役所周辺エリア

- 1 太宰府市役所
- 2 西鉄五条駅
- 3 保健センター
- 4 ごじょう保育所・子育て支援センター
- 5 レガネット太宰府
- 6 いきいき情報センター(北向き)
- 7 いきいき情報センター(南向き)

「市役所周辺エリア → 市役所周辺エリア」の
ご利用はできません。

星ヶ丘・高雄エリア

- 101 五条台口
- 102 五条台公民館前(西向き)
- 103 五条台公民館前(東向き)
- 104 五条台(西向き)
- 105 五条台(東向き)
- 106 東ヶ丘中央公園
- 107 東ヶ丘(東向き)
- 108 渡内公園
- 109 東ヶ丘第二公園
- 110 星ヶ丘第一
- 111 星ヶ丘公園(星ヶ丘中央公園)
- 112 星ヶ丘第二
- 113 緑台公民館前(北向き)
- 114 緑台公民館前(南向き)
- 115 太宰府高校入口
- 116 下高雄公園(緑台第3公園)
- 117 梅香苑三丁目
- 118 泉ヶ丘(北向き)
- 119 泉ヶ丘(南向き)
- 120 梅香苑第二(南向き)
- 121 梅香苑第二(北向き)
- 122 梅香苑第一(南向き)
- 123 梅香苑第一(北向き)
- 124 梅香苑入口(南向き)
- 125 梅香苑入口(北向き)
- 126 高雄西
- 127 高雄公民館前
- 128 高雄台入口
- 129 飛鳥台公園
- 130 高雄中央公園
- 131 高雄南公園
- 132 梅ヶ丘公民館前
- 133 梅ヶ丘公園
- 134 江牟田公園
- 135 高雄(東向き)
- 136 高雄(西向き)

「星ヶ丘・高雄エリア → 市役所周辺エリア」
「市役所周辺エリア → 星ヶ丘・高雄エリア」
「星ヶ丘・高雄エリア → 星ヶ丘・高雄エリア」
ご利用ができます。